

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和41年4月から42年4月4日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社したが、入社延期に伴い自宅待機となったまま、同年6月末日で同社を退職した。しかし、申立期間①当時、給与は支給されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、私は、昭和41年4月にB社に入社したが、入社のと時期と厚生年金保険の加入記録が1年相違しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和40年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月30日に離職となっていることから、申立期間①において、申立事業所に在籍していたことが確認できる。

一方、申立期間①について、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、同年7月9日に当該記録の取消処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和40年3月1日現在の入社延期出身別採用内定者名簿を所持しているところ、申立事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に被保険者資格の取消処理が行われている当該

名簿に記載されている者（以下「名簿記載者」という。）4人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの3人は、退職したとする時期と雇用保険の加入記録がほぼ一致している上、自宅待機期間に給与は支給されていたとし、さらにそのうちの1人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていた。」としているほか、3人全員が、「退職時に保険料の還付は受けていない。」としている。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、名簿記載者55人（申立人を含む。）を含む180人に、申立事業所の昭和40年4月1日付けの新規資格取得者として同月23日及び同月26日に台帳記号番号が払い出されていることが確認できる。申立人と同様に同年4月1日の資格取得を取り消されている者8人（うち、名簿記載者は申立人を含め5人）以外の者は、申立期間①において資格取得日からの厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立事業所の現在の社会保険担当者は、「申立期間①当時の資料は残っていないが、申立期間①当時に自宅待機の取扱いをし、待機期間に給与を支給していたとしたら、給与から厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している。

なお、自宅待機者に係る当時の厚生年金保険被保険者としての取扱いについて、所轄の年金事務所は当時の具体的な取扱いは不明であるとしているものの、昭和50年3月29日付け「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」により、自宅待機者も雇用契約が成立しており、かつ、休業手当等が支払われているときは厚生年金保険に加入させることとされていること、及び上記のとおり、名簿記載者で40年4月1日の資格取得を取り消されている者以外の者は、申立期間①において資格取得日からの厚生年金保険の加入記録が確認できることを踏まえると、申立事業所では、名簿記載者についても勤務者と同様に厚生年金保険の被保険者として取り扱っていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格取得日は取消処理される前の申立事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和40年4月1日であり、また、資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者原票の記載から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る申立事業所における厚生年金保険被保険者原票

により、事業主が申立人について、昭和40年4月1日に資格取得した旨の届出を行ったことが確認できるものの、当該原票の資格取得に係る記録は取消しをされている。仮に、事業主から、当該取消しに係る届出が無かったならば、その後、被保険者の資格を喪失した旨の届出を提出する機会があったことになるが、当該届出は記録されておらず、社会保険事務所（当時）が、取消しに係る届出が提出されていないにもかかわらずこれを記録し、喪失に係る届出を記録しないということは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から、申立人の資格取得を取り消す届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合も含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は申立期間②について、申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てているが、申立事業所における同僚27人に照会したところ、20人から回答があり、そのうちの4人が、申立事業所では3か月から6か月ぐらいの試用期間があり、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いがあったとしている。

また、照会に対し回答のあった同僚のうちの2人は、申立期間②の終期の直後に被保険者資格を喪失しており、申立人の名前に覚えが無いとしていることから、申立人が申立事業所に入社した時期は被保険者資格取得日と一致している可能性もうかがわれる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和42年4月4日に資格を取得していることが確認できる上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれも、オンライン記録と一致している。

加えて、照会に対し回答のあった同僚のうちの13人は、申立人の勤務時期について覚えていないとしている上、申立事業所の元事業主は、「申立期間②当時、経理担当者が社会保険事務をしておりどのようにしていたのか分からず、当時の資料は残っていない。」としており、当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立期間②当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年4月1日にA社B店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月にA社に入社して59年5月末に退職するまで継続して勤務していた。しかし、47年4月1日に同社B店から同社C店に転勤になった際、申立事業所の担当者が、実際は同年4月1日となる資格喪失日を間違えて同年3月31日と記載して届け出たものと考えられるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所の本社であるA社が保管する厚生年金基金の加入員喪失届の事業主控えには、申立人の資格喪失日が昭和47年4月1日と記載されていることが確認できる上、同社は、厚生年金基金の加入員資格喪失届と社会保険事務所の資格喪失届は複写式であったと回答していることから、同一の記載の届出が社会保険事務所にも提出されていたと推認することができる。

さらに、申立人と同一の加入員喪失届に記載されている同僚2人のうち1人は、申立人と同じ資格喪失日の昭和47年4月1日と記載されており、当該喪失日は、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年4月1日にA社B店で厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の昭和47年2月の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 10 日から 36 年 6 月 6 日まで
私が A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が支給されていた給与額に比べ低額である旨申し立てているが、申立人が申立事業所において、B丸に乗船していた昭和 28 年 4 月 13 日から 30 年 2 月 21 日までについて、申立人が所持する船員手帳の給料欄に記載された額及び手当支給率（34%）を基に申立期間の給与額を試算したところ、当該額に見合う標準報酬月額は、申立人の申立期間に係る記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期に申立事業所で被保険者資格を取得した者のうち、船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に甲員と記載されている同僚 9 人の申立期間に係る標準報酬月額を見ても、申立人が当該 9 人と比べて著しく低いとは言い難い上、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳を見ても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理も見当たらない。

さらに、申立事業所の承継会社である C 社は、申立期間に係る賃金台帳等の給与から控除された保険料額を確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料を所持していないため、申立期間における給与総支給額及び保険料控除等について確認することができない。

加えて、当時の同僚 4 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち、2 人は、「当時の給与額などは、分からない。」としているが、1 人は「申立

事業所に係る標準報酬月額は間違っていない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 29 日から 63 年 1 月 4 日まで

私は、A事業所グループが経営するB社に勤務し、同グループのC事業所において厚生年金保険に加入しており、時期は不明だが、B社の経営権がD社に譲渡されたことに伴い、数名の同僚と一緒にD社に入社した。

私は、申立期間においてB社に継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間は厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社に継続して勤務していたとしておられるところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、C事業所において昭和 62 年 11 月 28 日に離職し、63 年 1 月 4 日にD社で被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、A事業所グループの事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、昭和 63 年 1 月 4 日にD社において被保険者資格を取得している同僚 5 人は、申立人と同様に全員が申立期間は厚生年金保険に未加入となっており、当該同僚 5 人のうち連絡先の判明した 4 人に照会したところ、回答があった 1 人は、「私たちは、B社を退職後、D社に入社したが、申立期間において、継続してB社に勤務していた。ただし、私は、B社の事業がD社に継承された時期を覚えておらず、申立期間における在籍会社は分からない。」としている。

さらに、D社が保管する賃金台帳により、申立人に昭和 62 年 11 月分以降の給与が支払われていることが確認できるところ、63 年分の賃金台帳に「63 年 1 月 4 日雇入」と記載されているが、D社は、「当該賃金台帳のほかに当時の資料は無いため、申立人の入社日は不明だが、当該台帳の雇入年月日は、

本採用日であり、申立人は、それ以前から当社に勤務していたものと考えられる。」と回答している上、当該台帳の62年11月分から63年1月分の欄に給与の支払額等は確認できるものの、社会保険料の控除額は記載されておらず、D社は、従業員を採用後、すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、C事業所、B社及びD社に係るオンライン記録には、申立人の申立期間に係る記録は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2444 (事案 140 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 36 年 4 月 10 日まで

私は、A社の前に勤務していた事業所で一緒だった同僚に誘われて、当該事業所を退職後、2か月ほどして、申立事業所に入社したので入社日は昭和 35 年 8 月頃である。

前回の申立てに対する第三者委員会の結論に納得がいかないので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無いこと、ii) 申立事業所に先に入社していたと申立人が供述している同僚は、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同一(昭和 36 年 4 月 10 日)であり、申立期間について加入記録は無いこと、iii) 社会保険事務所(当時)が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人及び当該同僚の名前は無く、同名簿の番号に欠番は無いこと、iv) 申立事業所は既に全喪しており、代表者は死亡しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として申立事業所で勤務していた当時の写真 5 枚を提出し、一緒に写っている事業主の長女について、「撮影当時、高校 1 年生であったと記憶している。」としているところ、提出された写真に写っている申立事業所の事業主の家族及び従業員は、いずれも死亡又は住所が不明であること等から、当時の状況について聴取できない

上、オンライン記録により確認できた事業主の長女の生年月日から、当該写真が申立期間において撮影されたものと推認することはできない。

また、申立人は、「私が申立事業所を退職する2、3か月前から、姉が働き始め、一緒に退職した。」と供述しているが、申立事業所における申立人の姉に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立事業所に係る被保険者名簿において、申立期間に名前がある同僚4人に照会したところ、1人から回答があり、「申立事業所では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうか、覚えていない。また、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか、分からない。」と供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 29 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、A社を昭和 36 年 9 月 29 日に退職したが、実家に帰れないので、退職したその日に町の会社に働かせてもらえるように頼んだところ、事業所名は覚えていないが、B川の近くにあった会社を紹介されて、姉と一緒に約5か月間働いたのに、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所名を覚えておらず、「B川の近くにあった会社で、C県にあった会社だった。」としていることから、申立事業所について確認できない上、オンライン記録により、C県の社会保険事務所（当時）が管轄する適用事業所において厚生年金保険に加入した者で、昭和 19 年 *月*日生まれの女性について確認したが、申立人に係る記録は見当たらない。

また、申立人は、「姉も一緒に申立事業所で勤務しており、姉に当該事業所のことを聞いたが、『覚えていない。』と言っていた。」と供述している上、申立人は、申立事業所に勤務していた上司及び同僚について覚えていないことから、当時の状況について同僚等から聴取することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。